**駐車場定期利用についての確認書**

**（駐車料金）**

1. 承認を受けた期間における駐車料金は、納入期限（毎月２０日）までに翌月分をお支払いください。
2. 駐車料金の納入期限を過ぎると、以降の定期利用承認期間は失効します。

**（利用方法）**

1. 上野中央通り地下駐車場は、駐車券を受け取り、精算時に定期券を係員に渡してください。
2. 雷門地下駐車場は、駐車券を受け取らず、定期券を挿入口に入れてください。（ゲートが開きます。）
3. 利用承諾を受けた車両以外は駐車できません。ただし、必ず事前に区役所にて代車利用の申込み手続きをしてください。

**（出入庫）**

1. 混雑時（特に土日）には、入庫をお待ちいただくことが想定されます。定期利用者であっても、優先入庫することはできません。
2. 道路工事、イベントなどによる道路規制により出入庫を規制することがあります。
3. 平日定期券で土曜日・日曜日、祝祭日に駐車する場合には、通常の駐車料金をお支払いください（出入庫が平日であっても、その間に土曜日・日曜日、祝祭日があった場合には、時間利用の駐車料金が発生します。）
4. 地震・災害等又は施設の緊急メンテナンス時には利用できないことがあります。

**（承認の取消し）**

駐車料金が納入期限までに納付されなかったときや偽りその他不正の手段により利用承認を受けたとき、また、区駐車場条例や規則に違反した場合や区長の指示に従わないときは、利用承認期間であっても区は利用承認を取り消します。

**（定期券の再発行）**

1. 紛失等で定期券の再交付を受けるときは、紛失届を提出し、実費（５００円）をお支払いいただきます。
2. 磁気不良等により、定期券が使用できない場合は、古い定期券を管理人室へお持ちください。新しい定期券と交換します。(古い定期券が無い場合は、紛失扱いとなり実費が発生します。)

**（事故責任）**

1. 駐車場の施設又は付属施設に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償していただきます。
2. 利用者の責めに帰すべき事由により発生した車両等の衝突、接触その他の事故に係る損害は、利用者側で責任を負っていただきます。また、天災等不可抗力による損害など区の責めに帰さない事由により発生した損害は、区は責任を負いません（事故、盗難、イタズラ等については、区は一切責任を負いません。）。

**（その他）**

①　上野中央通り地下駐車場においては、月３回の月曜日は、定期点検のため、車両の出入庫の際には時間

がかかります。また、年１回は、電気設備保安点検のため、車両の出入庫ができない日があります。

②　雷門地下駐車場及び上野中央通り地下駐車場は、車庫証明書の交付を受けることができません。

駐車場利用にあたり、上記内容を承諾し、遵守することを誓約します。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　申込者　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　代理人氏名